

## ～助成金を受け取った皆様にご留意いただきたいこと～

営農を継続するため、本事業により再取得（再建）又は修理（修繕）をした農業用機械・施設について、次の点に留意し、適正な使用や書類の保管等をお願いいたします。

### 1 農業用機械を再取得又は修理をした場合

納品のあった日から7年間（修理の場合は、修理をした農業用機械の残存耐用年数の期間）は、市長の承認を受けないで助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないでください。

### 2 農業用施設を再建又は修繕をした場合

引渡し又は修繕の完了した日から処分制限期間中（再建の場合は別紙の該当する施設の耐用年数期間、修繕の場合は修繕をした農業用施設の残存耐用年数の期間）は、市長の承認を受けないで助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないでください。

### 3 書類の保管

見積書、納品書、請求書、領収書や市からの本事業に係る通知などの書類を、別紙の「耐用年数一覧表」から該当する農業用機械・施設の耐用年数期間が終了するまで保管してください。

なお、農業用機械は、納品日又は修繕完了日、農業用施設は、引渡し日又は修繕完了日から耐用年数や残存期間が終了するまでの期間、書類を保管してください。

※ 本事業の目的に反した場合は、助成金の返還の対象となります。

※ 今後、国の会計検査院による実地検査（個別訪問）の対象となる場合もあります。

農業用機械・主な農業用施設の耐用年数一覧表

種類等	規格等	耐用年数	
農業用機械	乗用型トラクター、スピードスプレヤー、乗用型草刈機、高所作業機など	7年	
ビニールハウス	鉄骨造	14年	
	金属造（パイプハウス）	10年	
	木造	5年	
建 物	木造	15年	
	木骨モルタル造	14年	
	レンガ造・石造・ブロック造	34年	
	鉄骨鉄筋コンクリート造	38年	
	金属造	骨格材の肉厚が4mm超	31年
		〃 3mm超 4mm以下	24年
		〃 3mm以下 軽量鉄骨	17年
	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下でトタンぶきなど	10年
掘立造のものおよび仮設のもの		7年	
農林業用の構築物	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造	果樹棚又はホップ棚	14年
		その他のもの 【例示】頭首工、えん提、用水路、かんがい用配管、貯水そう等	17年
	主として金属造のもの		14年